

札幌管区気象台 育児休業代替任期付職員（常勤職員・障害者）募集（補足）

ハローワークの求人情報に掲載している標記募集に関して、以下のとおり補足します。

【応募資格補足】次に掲げる手帳等の交付を受けている者

- （１）身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定 医」という。）
若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- （２）都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳 又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- （３）精神障害者保健福祉手帳

なお、次に該当する方は応募できませんので、ご了承下さい。

ア日本国籍を有しない者

イ国家公務員法第３８条の規定により国家公務員になることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【給 与】（１）月額188,000（200,300）円～258,100（268,300）円

※（ ）内は人事院勧告どおりに給与法改正した場合に4月1日に遡って適用

※月給制、学歴・経験年数（過去の職歴等）に応じて決定

（２）諸手当：賞与、地域手当、通勤手当（月額150,000円以内）、超過勤務手当、住居手当、寒冷地手当（１１月～３月）

※賞与は下記再採用の場合に６・１２月にそれぞれ成績に応じ２・３月程
ただし採用時期により支給率が異なる。

（３）支給日：毎月１６日（当日が土曜日の場合は１５日、日曜日の場合は１７日）

【加入保険】健康保険（共済組合）、年金保険（共済組合）に加入

※国家公務員退職手当法が適用され、離職時等に退職手当が支給されます。

【災害補償】国家公務員災害補償法が適用され、公務災害及び通勤災害による負傷等の場合、常勤の職員と同様の補償が受けられます。